

フォーカス

石膏ボードは多くの建物に使用されていることから、大規模災害時に大量に発生する可能性がある。

から、難しい側面がある。そのため環境省では、2021年3月に「災害時に発生する廃石膏ボードの再生利用について（以下、「手引き」）を発行している。

こうして発生した廃石膏ボード単体を一度に大量に埋め立てることになれば、硫化水素が発生する可能性が高くなる。そのため災害時であっても可能な限りリサイクルするのが望ましいが、廃石膏ボードは通常産業廃棄物として処理・リサイクルされていること

1月26日に環境省が主催した「令和3年度災害廃棄物対策推進シンポジウム」では、手引きの作成に携わった（一社）泥土リサイクル協会（愛知県稲沢市事務局次長の西川美穂氏がこの点について講演した。災害時に廃石膏ボードを適正に処理するためには、「①自治体が処理施設を直

災害時の廃石膏ボードの取り扱い

平時に条例の制定が鍵

接設置する（廃棄物処理法第9条の3の2の特例を活用）②委託先の中間処理業者が平時において、法第8条（一般廃棄物処理施設の設置許可）を取得する③委託先の中間処理業者が

地していない場合、委託先の中間処理施設が立地する自治体において、法第9条の3の3の規定に係る条例が制定されている」のいずれかの条件によって処理が可能となる。

西川氏によると、基本的に災害廃棄物の処理には一般廃棄物処理施設の設置許可が必要で、この許可を持っていれば処理することができないという。そのため全国に迅速に廃石膏ボードの処理を進めることへの鍵となる」と話した。

法第15条に規定する産業廃棄物処理施設である（法第15条2の5の特例の活用）④廃石膏ボードを処理できる中間処理施設を有する自治体において、法第9条3の3の規定に係る条例が制定されている⑤被災自治体に廃石膏ボードを処理できる中間処理施設が立

西川氏によると、基本的に災害廃棄物の処理には一般廃棄物処理施設の設置許可が必要で、この許可を持っていれば処理することができないという。そのため全国に迅速に廃石膏ボードの処理を進めることへの鍵となる」と話した。

西川氏は、「こういった施設がない地域では、新たに許可施設を設置するか、災害発生時の特例措置を利用することになる。実際には、災害発生時に許可施設を新たに設置することは難しいため、④、⑤の規定に係る条例の制定を平時から行っていることが災害時に迅速に廃石膏ボードの処理を進めることへの鍵となる」と話した。